

我が国企業による

国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関する研究会（第3回）

日時：平成31年3月12日（火曜日） 13時30分～15時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

議題

1. 海外動向調査結果（欧州・米国出張報告）について
2. ガイダンス案について

発言録

○事務局　それでは、定刻になりましたので、第3回我が国企業による国際的イニシアティブへの対応に関する研究会を開催いたします。

私は、経済産業省環境経済室の亀井と申します。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、年度末にかかるご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の第3回研究会では、本事業の受託事業者であるみずほ情報総研より、欧州、米国での再エネ調達動向等について調査いただいた結果報告をしていただくとともに、今までご議論いただきましたものを踏まえまして作成したガイダンス案につきまして議論を行っていただきたいと思いますと考えております。

早速ではございますが、座長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○山地座長　今まで2回にわたって研究会を開いてきて、今日は3回目で、最初のときから申し上げているように、3回でガイダンスをまとめましょうということで、今日メインの議題として資料3でガイダンス案が出ていますから、そこを中心にと考えております。短期間でしたけれども、集中的に作業していただいております、ありがとうございます。

挨拶といってもこれぐらいにしまして、早速議事に入っていきたいと思っております。

まずは事務局からお願いいたします。

○事務局　ありがとうございました。早速ではございますが、まず事務局から事務的な説明をさせていただきます。

本日の議事は公開とさせていただきます。議事要旨は事務局にて作成し、公表させてい

たきます。

また、経済産業省では、ペーパーレス化を推進しておりますので、本ワーキングもペーパーレスで実施させていただきます。マニュアルを置かせていただきましたが、ご不明な点がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、以降の進行を山地座長にお願いしたいと思います。

○山地座長 早速議事に入りたいと思います。

先ほど話もありましたけれども、ガイダンスの議論をする前に、みずほ情報総研さんに海外動向調査ということで欧州とアメリカに出張していただいておりますので、その調査結果について、資料2の説明をまずお願いいたします。

○事務局 それでは、みずほ情報総研の中村より、海外動向調査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元のタブレットで資料2と書かれているものを開いていただけますでしょうか。「海外動向調査結果（欧州・米国）出張報告について」という資料があるかと思います。まず前半、私から欧州の出張報告をいたします。その後、後半では、米国の出張について高浜よりご報告を申し上げます。また、欧州と米国の出張においては、複数の機関に訪問して意見交換をしているのですけれども、その中でも特に本研究会の議論で大事と思われるものを今回抜粋してご報告申し上げます。

では、1スライド進んでいただきまして、右下の1スライド目、それから2スライド目というところを中心にお話ししていきます。

まずオランダに行ってまいりまして、RECS InternationalというNPO法人さんのところへ意見交換に行ってまいりました。こちらは、ヨーロッパの電力のトラッキングシステムの標準化に取り組んでいるNPOでございます。このNPOの代表を務めている方に意見交換をさせていただきました。彼はRE100のテクニカル・アドバイザー・グループというボードメンバーも務めている方でございます。その方に、日本における再エネの調達の仕方ですとか、RE100における再エネ調達の考え方について意見交換をいたしました。ここでは大きく2つの項目をご報告いたします。

まず、RE100における再エネ調達の考え方として、RE100のレポート等をみると、Additionalityという言葉がよく出てまいります。これは新しい再エネの電源であることといった概念なのですけれども、このAdditionalityについてどうお考えですかということをご質問いたしました。

RE100としては、あくまで再エネ電力の100%の実現を目指す取り組みであるので、たとえそこで調達した電力が新規の再エネ電源から調達したものでなかったとしても、問題はないということでございます。つまり、Additionalityの有無は必ずしも問わないということでした。ですし、将来的にこのAdditionalityがRE100の調達の要件になることもないだろうというお話でございます。

仮にAdditionalityがない再エネ電力を企業が調達していた場合だとしても、それによって世の中全体として再エネ電源の導入・開発が促進されれば、それはそれでRE100の理念には合致するという考えでございました。

それから、RE100の要件等を確認していると、よく第三者検証というような言葉も出てまいりますので、その考え方についても少し確認してみました。証書の二重主張の防止のためには、IRECのような機関を用いるのが最も望ましいけれども、あるいは毎年契約内容等に関して第三者の監査を入れて、その結果を国等に報告するというのも1つの方法としては考えられるでしょうという意見でございました。具体的な監査の内容としては、例えば発電事業者がどれだけ発電して誰に売電したのか、小売電気事業者がどこから調達して誰に販売したか、そういったことを確認するとよいでしょうというお話でございました。

ここまでがRE100における再エネ調達の考え方でございます。

2つ目の、日本における再エネ調達については、1枚スライドをめぐっていただくと、参考として、第1回の研究会でご提示した日本における再エネ調達の仕方の7つの図を載せております。RECS Internationalとの意見交換の際には、この図を英語に訳したのもをもって行って、それぞれの手法について意見交換を実施いたしました。

戻っていただいて、1スライド目の表でございます。7つの調達方法のうち、自営線で接続されているA、B、Cという調達手法については、トラッキングシステムや証書といった仕組みは不要であるということでございます。

それから、非FITの再エネ電力を取り扱うDという手法については、あくまで現時点ではありますが、現時点ではトラッキングシステムが導入されていないため、契約ベースでの属性の担保や移転というやり方が望ましいでしょう。そして、これは追加的なコメントになりますが、将来的にはFITといった公的な支援がなくなって、民間主導で再エネ電源をふやしていくことが中心になると考えられます。そのときには、Dのようなスキームをどうするかが最も重要になるでしょうというコメントを頂戴いたしました。

以上がR E C S Internationalとの意見交換でございます。

○事務局 続いて、米国出張の報告をさせていただきます。スライドの3枚目をごらんください。

まず、米国のCenter for Resource Solutionsと意見交換をしてみました。この団体は、米国内での再エネに関する民間の認証制度、Green-eを運営している団体でございます。主にGreen-eの認証には3種類ございまして、Green-eエナジー、Green-eクライメイト、Green-eマーケットプレイスがございまして、今回はGreen-eエナジーに関してお問い合わせしております。

まず表の1行目、Green-e認証の動向でございますが、ここ最近、5年くらいでさまざまな動向の変化がございまして、Green-eの認証は急激に増加しているとお話でした。2012年には2000万MW h程度だったのが、2017年には7000MW hまで増大しているとのことです。

さらに、米国全体で取引されている義務的市場ではないボランタリーな市場での再エネ証書の96%にはGreen-eの認証がついており、電力と付随した証書でも60%は認証つきというくらいまでGreen-eが広がっているとのことです。

こういったものを活用する需要家の考えが下の行でございまして、需要家側の視点としては、Green-e認証を受けた再エネを利用していると主張することで、評判のリスク回避や意識の高い顧客の獲得といった効果につながっているとのことです。このGreen-e認証は、さまざまな情報が開示されておりますので、需要家がそれぞれ調達ポリシーなどを設けている場合は、そのポリシーに合わせて、欲しい再エネを調達するような仕組みになっているとのことです。

続いて、スライド4枚目に移りまして、グローバル企業にヒアリングしてみました。この企業さんはR E 100やS B Tにも積極的に参加されている民間企業でございます。お名前を非公開とすることでヒアリングを受けていただいております関係上、ここでは伏せさせていただきます。

この企業さんが再エネを調達する際の基本方針は、同じグリッド上で新規の再エネ設備から調達することでございます。優先順位を、1番が自家発、2番がP P A・V P P A、3番が小売電気事業者の電力メニュー、4番が再エネ証書、このように設けているとのことです。

この4番目の再エネ証書について、主に風力の証書を活用しているとのことですが、証

書を調達する上での課題についてお伺いしたところ、特に課題はないとのお話でした。

最後、スライド5枚目が、米国の環境保護庁が再エネ調達に関するガイドを2004年に発行しております。今回、この研究会でつくります需要家ガイダンスも、この構成などを参考にさせていただいております。

米国環境保護庁が出しているガイドは、左下の表のような章構成でございます。例えば4章にはグリーン・パワーの選択肢がございまして、米国内で調達可能な再エネのオプションの分類などが書かれています。

左のオレンジの部分が、購入するオプションでございまして、右側のオレンジが、自家発のオプションでございます。それぞれについて、証書を購入する場合であったり、小売事業者から電力を調達する場合、あるいは自治体等がやっているCommunity Choice Aggregationから購入する場合であったり、直接、発電事業者から購入するような場合などに分類されております。自家発の場合については、オンサイトとオフサイトに分類されております。

また、6章をみますと、グリーン・パワーの契約といった章がありまして、再エネ調達時の注意点として、再エネの権利関係をきちんと自分のところにもってくるように注意しましょうといったようなことが書かれております。

こういった構成などを参考にして、今回の需要家ガイダンスを作成しております。

報告は以上でございます。

○山地座長 どうもありがとうございました。それでは、今の説明につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。では、工藤委員、まずお願いします。

○工藤委員 どうもありがとうございます。多分、紙幅の関係で簡略化された整理になっているものですから、逆にちょっとわかりづらいところが何点かあったので、確認だけさせていただきます。

1つ目は、1ページ目の資料なのですが、上のほう中段に、「I-RECのような機関を用いるのが望ましい」という表現が書いてあるのですが、ここでいっているのは、機関が望ましいというイメージなのか、I-RECがやっているようなトラッキングシステムを採用するのが望ましいのか、この辺の表現が多分短縮化されているのではないかなと思ったので、その辺、確認です。

2番目は、一番最初のパラで、「トラッキングシステムや再エネ電力証書等は不要である」という不要という表現と、トラッキングシステムの考え方なのですが、恐らく、自営

線でみずから使っていますよと宣言する際には、何かしらのモニタリング結果を補足して公表しなければいけない。それをしてトラッキングシステムというかは別問題としても、ただ単にトラッキングシステムは不要とやってしまうと、余りにも簡略化した表現になってしまっていて、ちゃんと公表可能なエビデンスがベースにあるという認識でいいのかということだけ、ちょっと確認をさせてください。

それから、3ページ目のところの、これもあくまでも表現なのですが、Green-eのところの最初の簡単な説明に、「質の高さを」と書いてあって、この質の高さというのが正直いってよくわからなくて、再エネ調達において質の高さというのは、再エネの中に質の高いものがあるというような意味なのか、すなわち、先ほどヨーロッパで指摘されていたようなAdditionalityのようなもので、比較的クオリティーというものに差をつけているという意味なのか、データ情報の信頼性みたいなことでの質という意味なのか、この辺ちょっと確認をさせてください。

最後は、これも表現なのですけれども、「評判等のリスク回避」というのは何なのだろうと思ひまして、これは逆にいうと、風評的なものを避けるという意味なのでしょうか。評判等のリスク回避ということについて、どういうことなのか、ちょっと教えていただければと思ひました。

以上です。

○山地座長 ありがとうございます。具体的な質問でございます。お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。まず、1ページ目の最初の2つの質問につきまして、I-RECのような機関というのは、済みません、書き方がふさわしくなくて、I-RECのような機関が運営している仕組みというのが正しい表現かと思ひます。I-RECのような仕組みを用いるのが望ましいという意味でございます。

2つ目の、自営線の場合、トラッキングシステム不要というのも、確かにちょっと語弊があったかもしれません。失礼いたしました。あくまで前提としては、何らか計量器を用いて、その発電量をしっかりと自分たちが使っているということがモニタリングできているという前提だというお話でございます。

○事務局 スライド3枚目のご質問に関して、まず質の高さの部分なのですが、これは工藤さんが言及されたようなAdditionalityなどをみているので、そういったところで普通の再エネよりも何かしらの要件を課しているといったところで、質の高さと書かせて

いただきました。

また、評判等のリスク回避についても、工藤さんのおっしゃったとおり、風評被害などを避けるといった意味で書いております。

○山地座長 よろしいですか。確かに質の高さというのが、もう一つ何かなという感じがしますけれどもね。藤野委員、お願いします。

○藤野委員 ありがとうございます。スライド5に、アメリカでの再エネオプションの分類という図があって、これは縦に書いてあって、スライド2は、今回の資料3、図4-1で、ガイダンスで考えている整理を示しているのですが、このアメリカの例は日本の例とそれぞれどれぐらい合うのか合わないのとか、ちょっと解説していただくと、海外調査の意味も深まるかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○山地座長 いかがでしょうか。スライド5のオプションの分類という図との関係ですね。

○事務局 まず、この研究会でつくっている需要家ガイダンスは、日本の法制度下をもとに現状を整理したものでして、米国の再エネ調達の手法をみながらつくったものとは異なっているのですが、結果的に、藤野さんおっしゃるとおり、再エネ調達方法はある程度国によっても分類方法とかは似ていますので、似ているところもあります。

済みません、お手元のiPadですとスライド2と5を行ったり来たりするのがなかなか難しいかもしれないのですが、スライド5をごらんいただきまして、まず、米国内の調達オプションの一番左にございますUnbundled REC Product、これは証書でございまして、スライド2でいうところのEですとかGと同じようなものでございます。需要家が証書を使う場合でございます。

またスライド5に行ってくださいまして、Utility & Retail Provider Options、これは電力小売を介して調達する場合でございますので、スライド2ではDとFです。

またスライド5に戻っていただきまして、Community Choice Aggregation、これは自治体が需要量などを調査して、それに基づいて電力を需要家さんにお渡しするような仕組みでございますが、日本では小売経由でしか電力は販売できないので、日本には該当するものはないです。

またスライド5に戻っていただきまして、Direct Purchase Options、これはいわゆるPPAと呼ばれているものでございますが、日本の場合、小売を介さないといけないので、これについても日本では該当するものはないです。

スライド5のSelf-Generationのオンサイトについては、スライド2のAとCでございます。Self-Generationのオフサイトについては、スライド2のBでございます。

○山地座長　よろしいでしょうか。制度的に日本で使えないものもあるので、ちょっとずれがあると。あとは、分類の仕方が少し違っていたりすると。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

では、これは確認したということで、この議題については以上にしたいと思います。

次の議題がメインですけれども、議事次第の2、いわゆるガイダンスの案が出ております。資料3のご説明をお願いいたします。

○事務局　ありがとうございます。では、資料3をごらんください。ガイダンスの案としてつけさせていただいております。

まずタイトルですけれども、「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」と一旦させていただきました。ただ、これでは余りにも漠としているところがございますので、副題として「日本企業によるスコープ2ガイダンスへの対応」とさせていただいておりますが、こちらについてもご意見等を頂戴できればと思っております。

おめくりいただきまして、目次をごらんください。全体を6章で構成しております。まず、「はじめに」ということで、背景、目的等を書いた上で、2章のところ、今回メインになりますGHGプロトコルのスコープ2ガイダンスのポイントを書かせていただいております。

そして、それを受ける形で、3章のところ、スコープ2ガイダンスに対応した温室効果ガス排出量の算定の仕方を具体的に書いております。

そして、4章で、再生可能エネルギー（電気）の調達と価値の主張についてまとめています。

5章につきましては、再エネの証書を創出・移転したときの注意点ということ、3章と4章を受ける形でつけさせていただいた上で、6章で「おわりに」ということでまとめております。

以下、A、B、C、D、EとAppendixをつけておりますが、Dのところ、小売電気事業者に排出係数を照会するときのポイントといたしまして、今回は需要家向けのガイダンスですので、メインのところではこういうものは書かずに、参考という形で排出係数の策定の算定の仕方をDのほうに回しているという全体構成になってございます。

次、おめくりいただきまして、「はじめに」のところでございます。まずガイダンス策

定の背景といたしまして、CDPとかRE100という国際的なイニシアティブを紹介した上で、日本ではSHK、温対法に基づく算定・報告・公表制度があるということを説明して、その両者は制度の目的が違うということで、排出量の算定の方法が違うということを書いた上で、ただ、両者に対応している企業からは、算定方法の違いがわかりにくいという声が聞かれるということを書かせていただいております。

そして、その下に、再エネの話といたしまして、RE100とかを対象としたときに、日本である再エネ証書等は何が使えるのかがよくわからないということに特徴的にみられますが、こういった再エネの注目度が高まっているにもかかわらず、日本の現行制度において需要家が再エネを調達して、主張する方法がわからないという声があるということを背景で書かせていただいております。

その上で、1. 2策定の目的ですけれども、2行目の後ろ以降、我が国の現行制度のもとで国際的なイニシアティブが算定方法として推奨しているGHGプロトコルに適合したGHGの算定や再生可能エネルギーとしての価値の主張の仕方をまとめるガイダンスをつくるということを目的とさせていただきます。

おめくりいただきまして、4ページ、1. 3のところ想定する利用者としていたしまして、メインは国際的なイニシアティブに参加している、しようとしている企業であります。あわせて取引先と協力して再エネ導入を進めるような中小企業も想定して、ポイントを絞った上で、基本的な内容から記載することに留意して、ガイダンス案をつくってございます。

1. 4は、先ほど説明したとおりでございます。

次、5ページに移らせていただきます。GHGプロトコルのスコープ2ガイダンスということで、まず、GHGプロトコルというのを2. 1で説明して、6ページに移らせていただきますが、GHGプロトコルではスコープ1、2、3というものがありますが、これがわかりにくいというところもございますので、参考という形でこれを書かせていただいた上で、一番下のパラグラフ、そのスコープ1、2に関するコーポレート基準の補完文書として2015年1月にスコープ2ガイダンスが発行されたということを書いております。

次、7ページに移らせていただきます。2. 2算定と報告に関する主な内容といたしまして、まず(1)報告に関する主な要求事項ということで、ポイントとなる部分を2つ挙げさせてもらっています。

まず、スコープ2ガイダンスに基づく排出量を算定する場合には、場所に基づくロケーション基準と、自らの契約に基づくマーケット基準の2種類で報告しなければならないと

いう二元報告というのを書かせていただいた上で、なお、GHG排出量の目標設定や目標達成の主張の際にはどちらの手法を使用するかを明示しなければならないという、shallのところを書いております。

2つ目といたしまして、排出量報告の際には、電力の使用量もあわせて開示することが望ましいということで、shouldのところを書かせていただいております。

その詳細な説明を下のほうに書いております。ロケーション基準、マーケット基準、それぞれについて図を交えて説明しているという構成になっております。

おめくりいただいて、8ページになります。そのロケーション基準とマーケット基準それぞれにおきまして、GHGプロトコルでは排出係数の優先順位という形で、どちらのほうの優先度を高く置くかという順番をつけております。そちらはスコープ2ガイダンスのテーブル6.2、6.3からそれぞれ抜粋した上で、わかりやすいように吹き出しという形で簡単に優先順位を記載しているところでございます。

おめくりいただいて、9ページになります。こちらは、スコープ2ガイダンスで規定している証書の主な要求事項ということで、上にあります、表2-3に示すようなスコープ2品質基準を満たしていなければならないということを書いております。その上で、テーブル7.1になるのですが、スコープ2品質基準というのを、原文は英語ですが、できるだけわかりやすいように日本語で書かせていただいております。

例えば①でいうと、発電単位量あたりのGHG排出係数を提供することであるとか、②であれば、GHG排出係数を提供する、唯一の証書でなければならない。③でいうと、需要家等によって追跡、無効化・償却ができなければならない。④でいうと、契約が適用された電気の消費期間となるべく近い時期に発行、無効化・償却されなければならない、みたいなことをこちらで書かせていただいております。

おめくりいただいて、10ページになります。こちらは再エネ証書のゼロエミ化効果ということで、スコープ2ガイダンスの内容を書いております。上の要求事項ですが、再エネ証書が相殺できる温室効果ガス排出量（以下、「ゼロエミ化効果」）と書いておりますが、これは1kWh、1MWhあたりの温室効果ガス排出量をゼロとすることができるという考え方で扱わなければならないと。これだけみるとわかりにくいということで、下に例示をつけております。

すなわち、再エネ証書が相殺できるGHG排出量の考え方には2通りあるということで、

考え方①、GHG排出量で調整するやり方。考え方②といたしまして、単位電力量あたりのGHG排出量という考え方でやるやり方の2つがあるということを示した上で、スコープ2ガイドランスでは考え方②に基づいていますということ、下のほうに例をつけて書かせていただいております。こちら第1回の研究会で紹介した内容かと考えております。

以上がスコープ2ガイドランスの純粋な説明でございますが、それを受けて、日本の現行制度のもとではどうなるかということ、以降に書かせていただいております。

3章が、GHG排出量の算定ということでございます。順番にご説明しますと、まず、3.1データ収集の準備ということで、電気の使用量とそれに適用する排出係数の関係を表3-1にまとめております。電気の使用量を算定した期間と、排出係数を算定する期間が同じであるというのが理想ではあるのですが、なかなかそうとはならないケースもあるということで、それぞれ同じであることが望ましいが、電気の使用量と同じ時期の排出係数の入手が困難な場合は、前年度の排出係数を用いても構わないということを書いております。ちなみに、注釈でdと書いてありますが、CDPの気候変動の質問書でもこのようなものが許容されているということ、注釈をつけているところでございます。

表3-1は、ちょっと細かいので割愛させていただきます。ちなみに、表3-1の一番下、参考として、SHKの排出係数の場合には、基本的には1年、期ずれが起きているということを書かせていただいております。

おめくりいただきまして、12ページになります。こちらがロケーション基準手法に基づく算定ということで、日本では温対法において全国平均の排出係数が公表されております。これは、先ほどご説明しました表2-1でロケーション基準に優先順位がついておりますが、この最も高い排出係数として位置づけられると考えておりますので、この場合におきましては、原則として自社が系統から調達した全ての電気にはこの全国平均排出係数を適用することで排出量を算定するということをまず書いております。その上で、参考といたしまして、各年度の排出係数を書いているところでございます。

その下に、ロケーション基準対応の排出量の計算例を以下に示すということで、これも第1回研究会でご説明したかと思っておりますけれども、基本的には同じ排出係数を使いますので、かなりシンプルな計算方法になるということの例を書いております。

一番下に書いてありますが、原則といたしましては、温対法の全国平均係数を使用するのですが、グローバルにご活躍の企業様等におきましては、同一のデータベースの排出係数を使いたいというニーズ等もあるかと思っておりますので、スコープ2ガイドランスの先ほどの

表2-1の例にございましたように、IEAのデータベースとかを使ってもいいということを書いているところをございます。

次に、おめくりいただきまして13ページになります。こちらがマーケット基準手法に基づく算定ということで、需要家みずからが実際に購入している電気の排出係数を用いて排出量を算定するやり方を書いております。

まず(1)として、国内の証書等とスコープ2ガイダンスの対応関係ということで、現時点では、この証書等に当たるものは、再エネ由来のJ-クレジット、グリーン電力証書、CO₂でいうとグリーンエネルギーCO₂削減相当量になりますが、それと非化石証書、現時点ではFIT対象分のみになりますが、この3つをこのガイダンスでは証書等として扱うことにいたしました。

なお、これらの証書等は、先ほど表2-3でスコープ2ガイダンスの品質基準をご説明しましたが、これに対応していると確認しております。

この上で、一番下のパラグラフになりますが、J-クレジットとグリーン電力証書には有効期限がございませぬので、長期にわたり保存することができるという特徴があります。ただ、先ほどの品質基準の④のところ当たるのですが、発行した時期と使う時期はできるだけ近いようにすべきというのがございませぬので、ここでも、証書等の発行時期と使用時期がなるべく近くなるように留意する必要があるという記述を入れております。

その次、(2)他者から調達した電気の排出係数の特定ということになります。こちらはスコープ2基準に基づく排出係数と温対法の電気の事業者別排出係数は異なるということがございませぬので、需要家におきましては、マーケット基準対応の排出係数を小売電気事業者等に問い合わせる必要があるということを書いております。需要家の方とかは、どこかの機関がこういった係数を取りまとめてくれたらありがたいという声もございませぬが、あくまで民間のイニシアティブということで、一旦はこういう整理にさせていただいております。

おめくりいただきまして、14ページになります。こちらは需要家の方が知る必要はないかもしれませんが、念のため、スコープ2ガイダンスと温対法における電気の排出係数の考え方の主な違いを書いているということをございます。すなわち、スコープ2ガイダンスでは、オフセット・クレジットによる調整は不可であるのに対して、SHKでは可であるとか、証書による排出量の調整のやり方についても、スコープ2ガイダンスは電力単位でやるのに対して、SHKはCO₂単位でやるとか、そういうことを書かせていただいでい

るところでございます。

あと、真ん中のパラグラフになりますが、GHGプロトコルのコーポレート基準におきましては、送電端の排出係数を使用する必要があると記載されておりますが、その後スコップ3の基準が発行されまして、使用端を使用するケースというのも想定されていると認識しております。日本では使用端のほうがなじみが深いかと思いますが、送電端、使用端とも算定に使用することができるという整理にしております。

次、一番下のところに補足として書いております。マーケット基準対応の排出係数を入手できない場合ということで、CDPさんにおかれましては、マーケット基準対応の排出係数が入手できない場合は、暫定措置として、SHKの排出係数を利用することができるとしているということで、これは個別のイニシアティブになりますので、わかりやすいように補足という形で括弧囲いで書かせていただいております。

次に、(3)に移ります。こちらは、需要家が調達した証書等による温室効果ガス排出量の調整といたしまして、他者から調達した電気の排出係数を特定した後、(2)の後には、需要家がみずから調達した証書等により、温室効果ガス排出量を調整するということを書いております。

考え方におきましては、先ほどと一緒にございますが、一応表3-4ということで、需要家におけるマーケット基準対応のポイントとして書いております。これは1から3まで文章で書きましたが、ちょっとわかりにくいということで、(4)に、それを実際にやってみたらどうだという計算例を書いているところがございます。

まずSTEP1といたしまして、マーケット基準対応の排出係数を用いて、排出量を算定ということで、自分たちが複数の電力事業者から調達している場合は、それぞれのマーケット基準対応の排出係数を入手するということを書いております。

おめくりいただきまして、16ページ、STEP2ということで、実際、自分たちが排出量の調整に使用する証書等を決定するということで、日本で対象としております3つの証書等におきましても、使えるものと使えないものがあるということで、真ん中以降になりますが、例えばグリーン電力証書300MWh分とか、3つほど例を挙げておりますが、このケースでは使える、使えないということをマル、バツでわかりやすく書かせていただいているところがございます。

次、おめくりいただきまして、17ページ、STEP3のところですけども、証書等を使うときの排出量の算定ということで、実際、これらの証書は、どれかの電気に当てなけ

ればいけないというのがスコープ2ガイドンス、マーケット基準の考え方になりますので、まず、複数の電力需要者から買っている場合は、どの電気に対して証書等を使用するかというのを決める必要があるということを書いております。その上で、具体的な例として、こちらの下の方の図になっておりますが、400MWh等の証書等を使っている場合、どれに当てるか。この場合でいうと、一番下のZZパワーというところに300MWh当てて、下から2つ目のYY電力のところ100MWhつけるという例を書いておりますが、これで計算すると合計として61t-CO₂になるということを書いているところでございます。

次に、おめくりいただきまして、18ページになりますが、今回はスコープ2ガイドンスに基づいた算定方法の記載ということではありますが、SHKだったらどうだということコラムみたいな形で参考として記載しているところでございます。

次に、おめくりいただきまして、19ページになります。今までは排出量の話でありましたが、こちらは再エネ電気の話になります。

まず4.1になりますが、国際的イニシアティブにおける日本の証書等の扱いということで、まずCDP、SBT、RE100、それぞれスコープ2ガイドンス準拠というのを基本としているわけですが、RE100には独自要件が追加されているということになっております。

この上で、各イニシアティブの事務局等に確認した結果、CDPとSBTでは、再エネ由来J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書のいずれも利用可能であること、また、RE100では、それぞれ2つと非化石証書のうち政府によってトラッキングされた属性が付与されている非化石証書が利用可能であるということを確認した上で、表4-2のような形でまとめているところでございます。これは前回、第1回の研究会と右下のところ若干変わっておりますが、その後の調整の結果を経て、こういう記載にしているところでございます。

次に、20ページに移ります。では、国内において再エネを調達するにはどういうやり方があるのかということで、書かせていただいているものでございます。第1回の研究会では、たしか6つのオプションを書かせていただいたと思いますが、今回、Eが追加されて、合計7つのオプションになっております。

すなわち考え方といたしましては、需要場所の内か外か、自社電源か他者電源か、また再エネ証書等をどこにどう使うのかということで組み合わせて、こういったパターンがあ

るのではないかといいことで書いているところがございます。これは、先ほどのみずほ様の説明の中でも、自社電源か他者電源かとか、メーターの内か外かみたいな話がありましたが、基本的にはそういった分類を踏まえつつ、こういったものを書かせていただいているところがございます。

このそれぞれについて説明したのが、21ページ以降になります。

まずAのところは、一番わかりやすいかもしれませんが、需要家が需要場所内で再エネを自家発電して、自営線経由で自家消費するというパターンを書いているところでもあります。このときにどういう主張ができるのかというのを、下の2つ目のパラグラフに書いてありますが、こういう場合はその分の再エネ電気の使用を主張することができるというように、それぞれにどういった主張ができるというのも書いているところがございます。

次にBのパターンが、需要家が需要場所の外で再エネを自家発電して、自営線経由もしくは系統経由、自己託送になりますが、で自家消費するパターンを書いております。この場合も、再エネ電気の使用を主張することができるということを一番下に書いてございます。

次に22ページになります。こちらは、小売電気事業者等から、需要場所内で発電された再エネ電気等を自営線経由で調達ということで、このパターンにおきましては、小売電気事業者等に加えて、ESP (Energy Service Provider) はどうかというご質問もありましたので、その経由で買うことも含めて記載をしているところでもあります。こちらに関しても、再エネ電気の使用を主張することができるという形でまとめております。

その次はDのパターンになります。小売電気事業者等から、非FITの再エネ電気の系統経由で調達したパターンになります。この場合、非FITになりますから、大規模水力とかも入るといことになりますが、この場合におきましても、一番最後に、再エネ電気の使用を主張することができるということを書いております。

次、23ページに移らせていただきます。こちらは、他者から非再エネの電気を調達し、需要家が調達した証書等を使用ということで、これは需要場所内になりますが、先ほどのESP等を想定して書いております。こういった他者が需要場所内で発電する非再エネ電気に対して、需要家が証書等を買ってきて、みずから使うことによって、再エネ価値を主張することができるというパターンを書いております。

次、Fに移らせていただきますが、小売電気事業者等から実質再エネの電気を調達ということで、こちらは小売電気事業者が非再エネ電気と非化石証書を買ってきた場合、それ

を小売電気事業者が使うことで、実質再エネということで電気を販売し、それを買った需要家がそれを受けて、実質再エネ電気の使用を主張することができるというパターンになっております。こちらは電力の小売営業に関する指針というのがこのようになっていますので、その記載に合わせる形を考えているところでございます。

24ページ、最後、Gになりますが、こちらは、小売電気事業者等から非再エネ電気を調達し、需要家がみずから証書等、こちらは再エネJークレであったり、グリーン電力証書、こういったものを調達して、みずから使うというケースになります。この場合は、調達した電気の再エネ価値の主張を使用することができるというまとめ方にしているところでございます。

こういった調達の手法があるのではないかとということで、それぞれ説明をつけ加えているという形になっております。

次、25ページになります。再エネ証書の創出・移転における注意点ということで、自分たちが再エネの証書をつくって、創出・移転した場合には、移転した元の方は、本来そういった環境価値を主張できないのではないかとということで、当たり前のようにみえますけれども、そういったものはどこにも記載されていないということで、今回のガイダンスでまとめたものでございます。

すなわち、(1)で再エネ由来Jークレジットもしくはグリーン電力証書を創出して、他者に移転した場合ということで、移転した場合には、移転した元の方は、再エネ価値をみずから調達して使っているということを訴求することはできず、他者に移転した際の二重主張を防止すべきであるということを書いております。

排出量に関しましては、1)再エネ由来Jークレジットの場合といたしまして、みずから証書をつくって移転した場合は、その分の排出量をオンセットしなければいけないということで、2行目から書いていますが、二重主張の防止措置として、再エネ由来Jークレジットの再エネ相当量に対して、残余ミックスの排出係数を乗算して算出された排出量をオンセットするというように書いております。

2)グリーン電力証書の場合も、同様の記載をしているところであります。

ただ、残余ミックスの排出係数とは何だということがございまして、参考のところ、日本における残余ミックス排出係数として、下から2行目ですけれども、資源エネルギー庁のホームページに、非化石証書等の使用によってゼロエミッション化された電気のゼロエミッション化前の排出係数、ちょっと長いですが、残余ミックス相当の排出

係数を掲載することになりますので、そちらを一番下に行きつけて書いていただいております。

おめくりいただきまして、26ページは、SHKの話になりますが、SHKでも排出量に関しましてはオンセットするということを書いていますので、そこを参考として書いていくということになります。

最後に、(2)として、再エネJ-クレジットを他者から購入して、転売した場合ということで書いておりますが、この場合は特に二重主張を防止する必要はないということを書いているところがございます。

そして、2ページおめくりいただきまして、28ページになります。「おわりに」ということでまとめておりますが、あくまで、本ガイダンスは、発行時点の情報に基づいてまとめたものであり、今後、政策が変わったり、再エネに関する動向が変化した場合には、適宜見直しを行っていくということを書いているところがございます。

以降、Appendixになっております。

ご説明は以上です。

○山地座長 どうもありがとうございました。今の事務局の説明を踏まえて、今から自由討議ということにしたいと思っております。ご発言の際にはネームプレートを立てていただけますでしょうか。

では、まず、藤野委員から、その後、馬場委員といきたいと思っております。藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 ありがとうございます。いきなりですけれども、まずタイトルにつきましてです。メインはこれかなと思うのですけれども、サブタイトルが「日本企業によるスコープ2ガイダンスへの対応」ですよね。これは再生可能エネルギーに限った説明が多いので、やはり再生可能エネルギーと明記されたほうがいいのではないのでしょうか。そして、再生可能エネルギー活用に関するスコープ2ガイダンス的な意味ではないかなと思っております。そういう補足をされたらいいと思っております。そして、日本企業に限るのかということ、日本国内の外国企業もある意味対象に入るのではないかと、日本の中での活動に対するものだと思いますので、例えば日本における再生可能エネルギー活用に関するスコープ2ガイダンスなどのタイトルの案もあるのではないかとというのが1つ目です。

もう1つあったのですけれども、すみませんが、また後でコメントさせていただきます。

○山地座長 今のは、副題のほうを、日本企業というよりも、日本におけるというようにして、再生可能エネルギーというのをどこかに入れたほうが良いということでしょうか。

○藤野委員　　そうです。

○山地座長　　後で議論しましょう。では、馬場委員。あと、皆さん立っていますから、工藤委員、吉高委員といきたいと思います。馬場委員、どうぞ。

○馬場委員　　ありがとうございます。3章以降の手順のご説明が難しくなるかなと思っていたのですが、わかりやすくまとめていただいた努力が感じられる内容になっていたなと思います。

私のほうから、1章と2章に関して気づいた点を少しお話ししたいなと思っております。

1章については、現行制度と国際的イニシアティブとの違いですとか、日本企業との関係性がよくわかるように書いてくださっているのですが、細かいところで気づいたところがありまして、私の認識不足である可能性もありますので、取捨選択して聞いていただければと思うのです。まず、1. 1の1段落目で、GHGプロトコルの各種基準類の名前を挙げていた後に、3段落目で、スコープ2ガイダンスを理解した上で対応している企業は少ないというように言及していらっしやいまして、なぜ急に、1段落から3段落目までの間で、スコープ2ガイダンスのみに絞ったのか、その理由がちょっとわからないので、読み手によっては、ここはなぜなのだろうと感じるのではないかと思います。ですので、本当に1行、一言、端的で構いませんので、そういう説明があったほうがわかりやすいのかなと思います。

また、4段落目の1文目で、証書の種類を挙げてくださっているのですが、その証書がちゃんとわかっていらっしやらない方もごらんになるのではないかと私は思っております。なので、この証書がどういう効用があるのかということ、本当に1行、2行でいいので、端的に書いていただくのが、ワンクッション必要かなと思っております。例えば再エネの価値を主張できるとか、排出削減の効用があるとか、そういったことを一言いただいたら、その続く、「日本でも」という文章がより理解できるかなと思います。

そして、5ページ目の2. なのですが、この文章で、1. 1で記載したとおり、GHGプロトコルが発行するスコープ2ガイダンスを推奨していると書いてあるのですが、1. 1に推奨しているとは書いていないと思います。各種の基準は推奨しているとは書いてあるのですが、ですので、ここも整理していただければいいかなと思います。

ちなみに、1. 4にはそのように書いてありますが、1. 4でも、なぜスコープ2ガイダンスなのかということが一言あったほうがいいのかと思っております。

以上の3点は、13ページの3. 3に書いてあるのですけれども、やはりガイダンスの利用者は前から順番に読んでいくので、1章なのか2章なのかでそういった説明があったほうがわかりやすいのではないかなと思います。

2章についてなののですけれども、ここから、特に9ページから、証書とスコープ2ガイダンスとの関係の話になってくるのですけれども、証書とスコープ2ガイダンスとの関係というものも一言どこかで書いていただけると、読み手がわかりやすいのではないかと思います。なぜスコープ2ガイダンスの話で、突然、9ページから証書の話が始まるのかといったところも、ついていけない人もいらっしゃるのではないかなと私は感じた次第です。

あとは、用語の問題なののですけれども、非再エネ電気ですとか、非FIT電気や、FIT再エネといった言葉が3章以降に出てきます。これはAppendixに解説もなく、多分、わかりづらい言葉かなと私は思いますので、括弧書きでも構いませんので、ぜひこれも解説があったほうがよいのではないかと思います。

もう1つ、1. 4に本ガイダンスの構成があるのですけれども、以上のようなわかりづらい言葉もありますので、このガイダンスの構成の一番最後に、29ページ以降のAppendixに用語や制度の解説があるので、必要に応じて参照してほしいといった言葉も必要かなと思いました。以上です。

○山地座長 具体的にご指摘ありがとうございました。大体対応できるので、これもまた後でまとめて事務局から対応してもらいます。では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員 どうもありがとうございました。ガイダンス最終案ということでしたので、自分がわかっているつもりではなくて、利用者の目線でいろいろ聞いていて気がついたことをちょっと幾つかお話ししたいと思います。

やはり馬場委員が今ご指摘になったように、これは読み手のいってみれば理解度の濃淡、すなわち国内制度もそうですし、国際制度もそうなので、恐らく濃淡が相当あるのだろうな。だから、そののところに対して、どこの人たちをある程度メインに考えるとか、どこまでを拾い上げるようにするかということによっては、言葉の使い方なりなんなりが多分違ってくるのかなという印象で、最初から聞いていたのです。

そうすると、例えば、1. 3のところ想定する利用者というところがあって、ここが多分ポイントになるなと思ってみていたのですけれども、拝読すると、中小企業も含めてということになっているから、結構幅広なのです。そうすると、比較的わかっていないような、これから学ぼうとする人たちがきっと対象に入っているのかなという印象を受ける

のです。だから、そのような目線でみていいのですかということ、事務局のほうに確認という意味です。

それを前提にいろいろ伺ってきたのですが、例えば最初の目的の説明も、国際展開、国際的に主張するというようなところに主眼を置かれているのだけれども、後段のほうは、国内制度の説明を結構丁寧にやられていて、国内制度と国際制度の比較という観点から、国際制度の理解を進めようという構造になっているのかなと思ったのですが、一方で、先ほどいったように、入門編の方からすると、日本の制度もよくわからないということがもしあるとするならば、メインに入れる必要はないのですが、日本の国の制度も理解しながら、国際的に云々というような、そのようなことをちょっと入れておいてあげると、私、国内制度を知らないんだけど、これ使えるのかなんていうことについても、多少いいレファレンスになるのかな、きっかけになるのかなというのをちょっと感じた次第です。

それから、9ページ目のところの、多分、これ、英語の直訳といたしますか、英語訳なので、そうですよとってしまえばそれまでなのですが、ただ、やはり、例えば先ほどちょっとご説明のあった②のGHG排出係数を提供する唯一の証書でなければならないというのは、括弧のところの説明で何となくわかるのですが、この日本語はかたいなと思っているのです。もうちょっとやわらかくならないかなというのが、個人的な印象です。

③も、これは多分、海外の人の発想なのでしょうけれども、「需要家あるいはその代理者」と来た瞬間に、代理者って何だろうというところが出てきてしまって、だから、上のほうでは括弧づけで説明しているので、これも代理者としてみんながわかるような想定される人を書いていただくと、この代理者というところで読むのをとめる必要はなくなるのではないかなという気がいたしました。

○山地座長　今のところで、私もついだというと、むしろ①の「発電単位量あたりの」というのは、発電が何となくこだわっていて、単位電力量あたりですよ。さっきから送電端とか使用端とかいっていて、ここで発電が出てくると、ちょっと紛らわしいなと思いました。済みません、途中ですけれども、同じところだったので発言致しました。

○工藤委員　いえ、ありがとうございます。

それから、14ページ目のところで、GHGプロトコルは、実は私もISOの国際交渉をやっていたときに日本側の立ち位置でいろいろあって、結局、日本は国際的なマーケット構造に移っていったので、ちょっと気にはなっていたところなのですが、非常にシンプル

に書かれているので、そうなのかなと思いながら、これ、多分、スコープ2基準とスコープ3基準で、送電端、使用端も算定できるようになっていますよといった、その含意というのは、実はGHGプロトコルは送電線というのはあくまでもスコープ3の概念に入るからということが恐らく裏側にあるのです。だけれども、それはスコープ3のものですよねということはある程度意識しながら、使用端でもいいですよということをさらっと書いているので、これは知らない人が読んでも多分わからないというのが自分の印象です。私は過去の経験上わかるのですけれども、その辺はちょっと丁寧に書かれるか、工夫されたほうがいいのではないかなというのがちょっと気になりました。

それから、22ページです。この辺からは用語の確認というか、今、委員長がちょっとおっしゃられたところにひっかかってくるのですけれども、このあたりから「等」という言葉がいっぱい出てくるのです。例えば小売電気事業者等とか、ESP等とか、証書等。こうなってしまうと、これは何があるのですかという混乱が若干出てくる。先ほど馬場委員もちょっとおっしゃられたのですけれども、言葉の説明上、使い方が工夫できないのだったら、法令上こうですよ先ほどちらっとおっしゃられた部分であるとか、例えばこういうものがあるということをAppendixのほうにちょっと書くとか。ESP等というと、ではESPのほかに何があるのですかとか、何か気になってしまって、その辺の説明を事例を用いて後ろのほうにちょっと書いておいてあげたほうが、この図をみたときに、例えば需要家の人がどうしようかと考えたときに、小売電気事業者等にアプローチすればいいのだ、等って何だろうと迷わないように、その辺、ちょっと丁寧にどこかに説明が入ってもいいのではないかという気がいたしました。

済みません、ちょっと長くなってしましますが、25ページのところで、グリーン電力証書とか、J-クレのところもそうなのですけれども、ここで「創出」という言葉が使われているのですが、非常にわかりづらいと思います。なぜかという、再エネ由来の電気を発電して供給している人を創出というのか、例えば、グリーン電力証書のシステムで考えると、証書発行事業者、証書の創出者というのは、実は証書の発行事業者だったりするのです。だから、ここでいっている「創出」は、それを両方全部加味しているのでしょうか。もしくは、これはダブルカウントの回避の話なので、あくまでも発電側の話だと思うので、この辺は言葉を明確に、先ほど山地委員長もおっしゃったとおり、発電なら発電ということを明確にしたほうがここはいいのではないかという気がいたしました。

とりあえず、気になったところは以上です。

○山地座長 ありがとうございます。では、吉高委員、お願いします。

○吉高委員 ありがとうございます。皆さん全部いわれているところが多いので、なるべくまだいっていらっしやらないところを中心だと思いますけれども、私も基本的に、これを中小企業の方がいきなりみたら、難しいレベルのところもあるのではないかと思います。非常にシンプルにわかりやすく書いていただいていた部分もあれば、そうではないところとの濃淡が非常にあるのかなという気はしております。

例えば、まず用語の統一で、例えばグリッドであったり、系統であったり、とにかく言葉をもうちょっと丁寧に選んで使っていただきたいなと思っております。確かに訳していらっしやるので、非常にわかりにくい部分もあろうかと思っております、ご指摘いただいたところなのですが、例えば、意外に、いろいろな方からオフセット・クレジットって何と、まだ知らない方もいらっしやるのです。なので、いきなりオフセット・クレジットと再エネ証書というのがありますけれども、全体的に用語が難しいので、最後にAppendixの用語集をつけていらっしやるのですが、ここをもうちょっと充実されたほうが、例えば二国間クレジットも出てきますけれども、説明もありませんし、オフセット・クレジットもそうです。もう少し工夫があってもいいのかなと思っております。

そういう面では、証書とクレジットの整理は徐々に出てくるのですが、さっき藤野委員もおっしゃったように、これは一体何のためにやるのかというところでは、そこが頭に入っていないとわかりにくいと思うのです。最初に本文でしっかりご説明はされたほうが私はいいいのかなと思います。

あと、本文でAppendix Dのことを、ただ参照となっているのですけれども、何をどう参照なのか、ご説明をもうちょっと丁寧にされてもいいのかなと思いました。

本当はもうちょっと細かいところがあるのですが、あと、Appendixのほうのご説明はこれからなさるのでしょうか。特にしないですか。

○事務局 しないです。

○吉高委員 そうしましたら、Appendixでちょっと気になったところがございまして、用語の後に、各いろいろな、CDPとかご説明をされているのですけれども、例えば、いきなりCDP気候変動質問書となって、中に森林やらサプライチェーンやらいろいろ書いていて、この記述はこのガイダンスで必要があるのかとか、あとは何社やっているかというよりも、どちらかというところ、参加企業の要求事項を説明されたほうが、いかにこれがどれだけ大事かというところを示したいということもあるかと思います。例えばCDPの場

合、投資家からみて、上場企業なわけですよね。中小企業にとってなぜCDPが必要かわからない。したがって、誰に向けてこれを説明しているのかというところでは、Appendixも重要なのではないかと思います。なので、環境価値取引とってみたり、再エネ価値取引とってみたり、統一性のない文言になっているような気がします。またAppendixで、概要とってみたり、特徴とってみたり、最終バージョンでは、まだお時間があるので、もうちょっと丁寧にみていただきたい。あと、表は以下になってみたり、B-3になったりと、読み手としては非常に読みづらいと思っております。なので、もうちょっと文章の整理が必要なかなと思っております。

○山地座長 では、藤野委員。

○藤野委員 23ページ目なのですが、こちらに幾つかのパターンで調達の話が書いてあるのですが、Fの小売電気事業者等からを読むと、認められている証書が非化石証書しか書いていなくて、今まで再エネ由来J-クレジットとか、グリーン電力証書が書いてありまして、これはそんなに質的には変わらないのではないかと思います。ですので、なぜ再エネJ-クレとかグリーン電力証書がこの中に含まれていないのか、もし何らか理由があればその理由と、整理がつけば、ぜひ入れていただけたらいいと思うのですけれども、そのあたりをお答えいただけませんか。

○山地座長 工藤委員、もう一度ご発言ございますか。どうぞ。

○工藤委員 済みません、先ほど言い忘れました。事務局からタイトルについてのコメントが欲しいということだったので、藤野委員もご指摘になったサブタイトルで、「スコープ2」という言葉をさらっと使っているのは、比較的玄人向けだと思います。ですから、これは、2章のタイトルにGHGプロトコル「スコープ2ガイドランス」と書いてあるので、ちょっと長くなってしまふのですけれども、そこは丁寧に、それがガイドランスそのものの名前なので、正確に書いたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○山地座長 少なくともワンラウンド意見をいただいたのですけれども、事務局のほうで対応できるところは少しお願いします。

○事務局 たくさんのご指摘、ご意見ありがとうございました。

まず、藤野委員のサブタイトルのところですが、確かに内容はかなり再エネ中心に書いてあるところがございますので、何らか再エネという記載を入れたようなサブタイトルを考えてみたいと思います。また改めてご提示させていただきたいと思います。

馬場委員からは、幾つかつながりがわかりにくいというところでのご指摘をたくさんいただいたかなと思います。ありがとうございます。確かに、ある程度わかっているつもりで、断片的に書いているところがありまして、全体を通して読んでみたら、確かに初めての人にはわかりにくいかなと思うところがありますので、ここはつながりとか、なぜスコープ2が出てきたのかとか、そういうところを踏まえつつ修文は考えていきたいと思っております。

工藤委員から、まず、1. 3の読み手のところ、ここで対象はどのようなというご指摘があったかと思えます。こちらは実は2回目のヒアリングのところで、中小企業の方もということだったので、一旦入れさせていただきましたが、本当にこういう分野を全くご存じない人にとっては、かなりハードルが高いとは思っております。しかし、さすがにちょっとその人レベルに合わせるとかなり分量が増えてしまうので、中小企業の方も想定してはおるのですけれども、こういう方はサプライチェーンの取引先の方と協業して読みながら進められるぐらいなレベルになればいいかと考えているところでございます。

あと、工藤委員からはほかにも幾つかご指摘をいただきましたが、P9のスコープ2品質基準のところですか。ここは英語をそのまま日本語にしているところがあって、確かにこの文章だけ読んだらわかりにくいなというところはあると認識しております。ですが、原文が英語ですので、余り違うことを書いても何かなというところはあると思います。②みたいな括弧で解説をつけるとか、そういったところの工夫はもう少し考えてみたいと思っております。

あと、工藤委員からあわせて、使用端のところでの記載についてご指摘があったと思えます。P14ですね。こちらは確かに説明をかなりはしょってしまいましたし、ぼんとなんか出てきてもわかりにくいなと思っておりますので、説明の仕方は工夫をさせていただければと思います。

次に、22ページのところ、何々等ですね。小売電気事業者等とか書いているところの「等」とは何というところで、これは確かに私のご説明が悪かった部分があると思っております。20ページのところで図の下に注釈をつけておりまして、そこに※で何々を含むと書いているところがありますので、こういったところの関係がもう少しわかるように、記載を工夫したいと思っております。

あと、P25の「創出」がわかりにくい。これは確かに表現はもう少し工夫が必要かなと

思っておりますので、ここもまたご助言いただきながら、修文は考えていきたいと思っております。

あと、吉高委員のご指摘で、用語の統一ですね。確かに全体を通してみれば、ばらついている部分はまだあるかなと認識しておりますので、ここは年度末のとりまとめに向けてもう少しブラッシュアップをかけていきたいと思っております。

Appendixのところにおきましては、CDPとかここでもう少しリクワイアメントとかそういうところを書くべきだというご指摘がありました。確かに読み手にとってどういう情報が必要かというところを、制度オーナーなどの方とも相談しながら、もう少し書き方を考えていきたいと思っております。

あと、藤野委員からはご質問がありました。P23のFのところですね。排出係数の調整には非化石証書以外にはJ-クレであったりグリーン電力証書も使っているのにとご指摘かと思えます。こちらに関しましては、先ほどちょっと申し上げましたが、現在、小売電気事業者に向けたガイドラインといたしまして、電力の小売営業に関する指針というものが出ていまして、そちらで小売電気事業者が実質再エネとして売っているのが、今は非化石証書だけになっております。今回は現行制度のもとでどうかという整理をいたしておりますので、非化石証書のみをパターンとして挙げさせていただいておりますが、今後制度変更とかがございましたら、そういったものは適宜反映していきたいと考えているところでございます。

まずは以上です。

○山地座長 ありがとうございます。非常に貴重なご意見をいただいて、多分、表現についてはほかにもいろいろあろうと思うのです。最終的には、年度内にとりまとめるということだと思うのですけれども、いただいた意見は、今日いただいたのも含めて、事務局のほうから個別に確認させていただいて、その後で私が全体を通して確認する、そういうプロセスを踏みたいと思います。

私も表現としては、例えば気になっていたのは、21ページ目の図の一番下、「自営線もしくは系統（託送）」と書いているのですけれども、系統が託送になるって、これ、自己託送のことですね。それからもう1つ、その次のところへ行くと、今度は「系統（メニュー別）」となっていて、これは何なのかなと思ったり、幾つか表現ぶりに関してはあります。

そういうことで、私も注意してみたいと思っておりますが、皆さんももう一遍ちょっと注意し

てみて、事務局が個別にアプローチしてくると思いますから、そのときにご確認いただけませんかでしょうか。こういう場で全部つぶしていくと時間が相当かかりますので、よろしゅうございますか。

その上で、しかし、ぜひこの件に関して一言いっておきたいということがありましたら、お受けしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次は資料4、今後の対応というところです。

○事務局 資料4、スライド1枚になりますが、今後の進め方ということで書かせていただいております。

一番上のポツですが、今年度末にガイダンスをとりまとめて、ホームページで公表することを考えております。

そして、次年度以降でございますが、ガイダンスの普及啓発活動及び、制度変更とかがあった場合には適宜ガイダンスの改訂等を実施予定と思っております、具体的な中身として、問合せ対応窓口を設置するとか、ガイダンスの説明会を開催する、そして、その説明会で得られた需要家の声であったり制度の変更等を踏まえつつ、③ガイダンスの改訂ということも適宜進めていきたいと考えております。

○山地座長 よろしいでしょうか。藤野さん、どうぞ。

○藤野委員 今後にも少し絡みますし、工藤委員の意見にも絡むのですが、誰向けというところで、どういう人が対象になるかというのをもう少し整理していただきたいというのが1つと、その中で、例えば、中小企業だったりとか、サプライチェーンにいる人が対象になるのならば、サプライチェーンの大もとになる人、調達をお願いする立場にある人が使いやすい資料とか、それを今後の説明のときに経済産業省のほうで主導的につくりながらも、説明会のときに行って説明するパターンもあれば、彼らが使って使いやすい資料を今後つくっていただくことが、このガイダンスを生かすという意味で有効なのではないかなと思ったので、忘れないうちに、最後に一言だけ。失礼しました。

○山地座長 工藤委員もご発言ございますか。はい。

○工藤委員 最後の資料の問合せ対応窓口の設置を継続的にというのは非常にいいこと、重要なことだと個人的にこれまでも申し上げてきたのですが、特にホームページ上でデザインをするときに、関連する施策とのリンクであるとか、もしくはそれがちょっとまとまって入っているような形になっていると、ユーザーフレンドリーかなと。これだけぽんとあって、どこか参照してくださいではなく、これはどちらかという経産省さんのホーム

ページデザインの世界に入ってしまうのですけれども、うまく関連するところとリンクするような、そういったデザインになっていけばいいのではないかなとちょっと感じました。

以上です。

○山地座長 他にはよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。冒頭も申し上げましたけれども、この研究会は3回ということで、ガイダンスをつくるというのが究極的な目的で、表現ぶりはまだ改良の余地はあるのですけれども、最初のバージョンがほぼできつつある。内容的には大体項目が網羅されていると思います。

ということで、以上をもって全ての議事を終了ということでございます。シナリオによると、最後に私が一言と書いてあるのですけれども。

まず、温暖化対策、政府が目標を掲げてやるというのは重要なのですけれども、政府は状況によっていろいろ動いたりする。企業は国境を越えて活動している。そういう意味では、企業が自主的に取り組むというのはものすごく大事なことで、現実にも金融などは環境配慮ということをきちんとクライテリアに入れるようになってきたので、そのときに我が国も、我が国だけではなくて、国際的なイニシアティブに対応できるように、ISOみたいなところがあるので、そこを見据えて、今回みたいに指標とかガイダンスをつくるというのは非常に重要なこと。ただし、状況はまだ動いているので、一旦これをつくりましたけれども、今後フォローしていくというのもまた非常に大事なことだと思います。

皆さんには貴重な時間を使っていただいて、本当にありがとうございました。では、事務局にお返しします。

○事務局 本日は長時間にわたりまして熱心にご議論いただき、貴重なご意見等をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日の議事概要につきましては、委員の皆様にご確認いただきました後、ホームページに掲載させていただきます。

また、本日いただきましたご指摘、ご意見におきましては、可能な限り反映できるように、事務局のほうで作成した後に、委員の皆様と個別に調整し、最後に、先ほど山地座長からお話しありましたけれども、座長にご確認いただいて、とりまとめる形とさせていただければと考えております。

では、本日はご多忙のところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

—了—